

保安講習



受講義務

★★★ check ■■■■■

製造所等で危険物の取扱作業に従事する**危険物取扱者（免状の種類を問わない）**は、知事が行う保安講習を受けなければなりません。なお受講義務がある者が保安講習を受講しない場合、消防法の規定により知事から免状の返納を命じられることがあります。

ただし、以下の者は受講義務がありません。

- ① 免状の交付を受けているが危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者
- ② 指定数量未満の危険物を貯蔵または取扱う施設の危険物取扱者

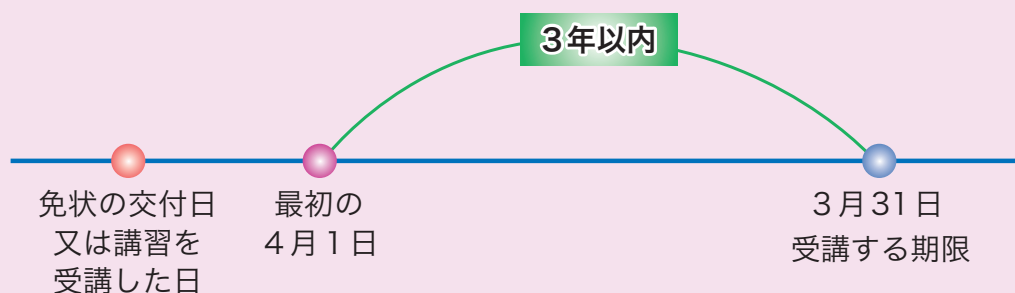
受講期限

★★★★ check ■■■■■

保安講習は全国どこの都道府県でも受講でき、以下のように定期的な受講義務があります。

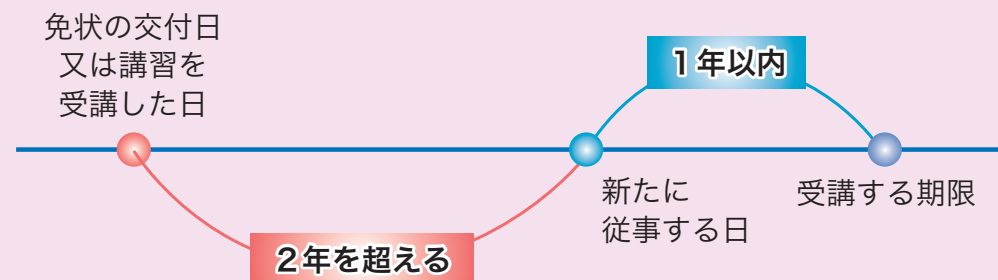
① 継続して危険物取扱作業に従事している場合

免状の交付日又は受講した日の以降における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。



② 危険物取扱作業に従事していなかったが、新たに従事する場合

1) 新たに従事する日から過去2年以上前に免状の交付又は講習を受けている場合は、新たに従事する日から1年以内に、その後は3年以内ごとに受講しなければなりません。



2) 新たに従事する日から過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている場合は、免状の交付又は保安講習を受講した日以降における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

